

## 出願情報変更申告書

PCT 用

(表面)

**【国際出願番号】**

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 出願人の変更            | <input type="checkbox"/> 出願人兼発明者（考案者）の変更 |
| <input type="checkbox"/> 発明者（考案者）の変更       | <input type="checkbox"/> 出願人情報の変更        |
| <input type="checkbox"/> 出願人兼発明者（考案者）情報の変更 | <input type="checkbox"/> 代理人情報の変更        |
| <input type="checkbox"/> 代表者情報の変更          | <input type="checkbox"/> 発明者（考案者）情報の変更   |

**【出願人】**

【氏名（名称）】

【住所】

【特許顧客番号】

**【代理人】**

【氏名（名称）】

【住所】

【代理人番号】

**【変更内容】**

【変更項目】

【変更前】

【変更後】

上記の通り特許庁長に提出いたします。

出願人（代理人）

(署名又は印)

【添付書類】法令で定めた書類各1通（記載要領第6号参照）

(裏面)

**1. 申告区分及び関連規定**

申告区分	内容	関連規定
出願人の変更、 出願人兼発明者（考案者）	出願人又は出願人兼発明者（考案者）の名義を変更する	「特許法施行規則」第82条 及び「実用新案法施行規則」

の変更、 発明者（考案者）の変更	る場合、若しくは、発明者（考案者）の名義を変更する場合〔出願人と発明者（考案者）が同一ではない場合をさす〕	第17条
出願人情報の変更、 出願人兼発明者（考案者） 情報の変更、 代理人情報の変更、 代表者情報の変更、 発明者（考案者）情報の変更	出願人又は出願人兼発明者（考案者）の氏名か名称・住所・国籍・署名又は印鑑を変更する場合、若しくは、代理人又は代表者の氏名か名称・住所・署名又は印鑑を変更する場合、若しくは、発明者（考案者）の氏名又は住所を変更する場合〔出願人と発明者（考案者）が同一ではない場合をさす〕	「特許法施行規則」第81条 及び「実用新案法施行規則」第17条

## 2. 処理手続き



### ※記載要領

#### 1. 【国際出願番号】欄

該当案件の国際出願番号を次の例のように書きます。

〔例〕【国際出願番号】PCT/KR2007/123456

#### 2. 【申告区分】欄

申告区分のうち一つを選択して□にチェック表示（例：☑）します。

### 3. 【出願人】欄

#### イ. 【氏名（名称）】及び【住所】

【氏名（名称）】欄には氏名又は法人の名称を書き、【住所】欄には住所を書き、変更申告がある場合を除き出願書（REQUEST）上の情報と同様に書きます。

#### ロ. 【特許顧客番号】

特許庁が付与した特許顧客番号がある場合にはそれを書くことができます。

#### ハ. 共同出願人

出願人が2名以上の場合には出願書（REQUEST）に一番目に書いた代表出願人を書きます。

### 4. 【代理人】欄

代理人による手続を行う場合には【代理人】欄の【氏名（名称）】、【住所】及び【代理人番号】欄にそれぞれ代理人の氏名又は法人の名称、住所及び代理人番号を書き、代理権を証明する書類を添付し、変更申告がある場合を除き出願書（REQUEST）上の情報と同様に書きます。

### 5. 【変更内容】欄

#### イ. 出願人、出願人兼発明者（考案者）又は発明者（考案者）の名義を変更する場合

(1) 【変更項目】欄は記載しません。

(2) 【変更前】欄の次の行に【氏名（名称）】を書き、特許庁が付与した特許顧客番号がある場合には【特許顧客番号】欄を作成してそれを書くことができます。変更前の出願人〔出願人兼発明者（考案者）又は発明者（考案者）〕が2名以上の場合には全てを書きます。

(3) 【変更後】欄の次の行に【氏名（名称）】、【住所】、【電話番号】、(【特許顧客番号】)（特許庁が付与した特許顧客番号がある場合にはそれを書くことができます）、【国籍】、【居住国】及び【指定国】欄をそれぞれ作成し次の例のように書き、変更後の出願人〔出願人兼発明者（考案者）又は発明者（考案者）〕が2名以上の場合には全てを書きます。発明者（考案者）の名義を変更する場合には【国籍】及び【居住国】欄は書きません。

〔例〕【変更後】

【氏名（名称）】

【住所】

【電話番号】

(【特許顧客番号】)

【国籍】

【居住国】

【指定国】

ロ. 出願人、出願人兼発明者（考案者）、代理人、代表者又は発明者（考案者）の情報

## を変更する場合

(1) 【変更項目】欄には氏名（名称）、住所、国籍、署名（印鑑）の中、変更される事項を選択して書きます。

①出願人又は出願人兼発明者（考案者）の情報を変更する場合には【変更項目】欄に氏名（名称）、住所、国籍、署名（印鑑）の中で変更される事項を選択して書きます。

②代理人又は代表者の情報を変更する場合には【変更項目】欄に氏名（名称）、住所、署名（印鑑）の中で変更される事項を選択して書きます。

③発明者（考案者）の情報を変更する場合には【変更項目】欄に氏名、住所の中で変更される事項を選択して書きます。

※出願人、出願人兼発明者（考案者）、代理人又は代表者の情報の中、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号又は居住国を変更する場合、該当の事項を【変更項目】欄に記載することができます。

(2) 【変更前】欄と【変更後】欄には変更される項目の変更前と変更後の内容を書かなければなりません。【変更項目】欄に氏名（名称）を書いた場合には次の例1のように書きます。【変更項目】欄に氏名（名称）以外の事項を書いた場合には【変更項目】欄の次の行に【氏名（名称）】欄を追加して次の例2のように書きます。

〔例1〕【変更項目】氏名

【変更前】HONG, Kildong

【変更後】HONG, Gildong

〔例2〕【変更項目】住所

【氏名（名称）】HONG, Kildong

【変更前】100, Cheongsa-ro, Seo-gu, Daejeon, 12345, Republic of Korea

【変更後】200, Cheongsa-ro, Seo-gu, Daejeon, 12345, Republic of Korea

(3) 2以上の項目を同時に変更する場合には次の例のように【変更内容】欄を追加して変更前・後の内容を書きます。

〔例〕【変更内容】氏名

【変更前】HONG, Kildong

【変更後】HONG, Gildong

【変更内容】

【変更項目】住所

【氏名（名称）】HONG, Kildong

【変更前】123, Dunsan-dong, Seo-gu, Daejeon, 12345, Republic of Korea

【変更後】 150, Dunsan-dong, Seo-gu, Daejeon, 12345, Republic of Korea

(4) 署名又は印鑑を変更する場合には次の例のように【変更項目】欄及び【氏名（名称）】欄を書くが、【変更前】欄と【変更後】欄を削除し変更する署名又は印鑑の画像を添付ファイルにて提出します。

〔例〕【変更項目】署名（印鑑）

【氏名（名称）】HONG, Kildong

(5) 代理人関連事項及び出願人〔出願人兼発明者（考案者）、代表者、発明者（考案者）〕関連の変更事項を同時に申告する場合には別紙にて作成して提出します。

ハ. 国際出願の言語が韓国語又は日本語の場合には【氏名（名称）】、【住所】、【国籍】、【居住国】について韓国語又は日本語の表記と英語表記と一緒に書かなければなりません。

## 6. 【添付書類】欄

イ. この書式に添付しなければならない書類は次の通りです。

(1) 変更の原因を証明する書類1通。出願人〔出願人兼発明者（考案者）〕を変更する場合であって変更後、出願人〔出願人兼発明者（考案者）〕が申告する場合に限ります。

(2) 申告の事実を証明する書類1通。出願人、出願人兼発明者（考案者）、代理人、代表者又は発明者（考案者）の情報を変更する場合に限ります。

(3) その他法令で定めた書類1通（記載要領第4号参照）

ロ. 変更の原因を証明する書類は、出願人〔出願人兼発明者（考案者）〕の変更の原因によって、次の通りです。

(1) 出願人〔出願人兼発明者（考案者）〕変更の原因が贈与・相続等による場合

・家族関係登録簿証明書及び住民登録表謄本（外国人は贈与・相続等を確認できる書類）

(2) 出願人〔出願人兼発明者（考案者）〕の変更の原因が法人の分割・合併による場合

・法人登記事項証明書（外国法人は分割・合併の事実を確認できる書類）

(3) 出願人〔出願人兼発明者（考案者）〕の変更の原因が売買契約による場合

・譲渡証。この場合、譲渡証は次の例のように作成することを原則とし、譲渡人及び譲受人の印鑑を捺印しなければなりません。但し、印鑑を捺印することができない外国人は国籍証明書（法人の場合、法人国籍証明書）を提出します。

〔例〕

【書類名】譲渡証

【事件の表示】

【国際出願番号】

【発明（考案）の名称】

【趣旨】上記の事件に係る特許（実用新案登録）を受ける権利を譲渡する

【譲渡日付】

【譲渡人】

【氏名】 (印)

【住民登録番号（法人登録番号）】

【住所】

【譲受人】

【氏名】 (印)

【住民登録番号（法人登録番号）】

【住所】

ハ. 【添付書類】欄の記載方法

(1) 書式に添付する書類名と部数を次のように書くが、書式と一緒に提出しない添付書類については記載することができません。

〔例〕【添付書類】委任状1通

(2) 添付書類の中「電子政府法」第42条第2項第4号及び同法施行令第49条第2項に基づき誰でも書類を発行できるか閲覧できる行政情報（法人登記事項証明書等）に該当する書類は「電子政府法」第36条第1項に基づく行政情報の共同利用にて特許庁長が確認すべきである情報であって、提出者は次の例のように該当書類の名称、部数及びその書類を確認するために必要な情報を書きます。

〔例〕法人登記事項証明書1通〔商号：〇〇〇、法人登録番号：000000-0000000〕

(3) 添付書類の中「電子政府法」第42条第2項第4号及び同法施行令第49条第2項に基づき誰でも書類を発行できるか閲覧できる行政情報以外の行政情報（住民登録表の謄本・草本、外国人登録事実証明、事業者登録証明等）に該当する書類は提出者本人の同意がある場合に「電子政府法」第36条第1項に基づく行政情報の共同利用にて特許庁長が確認できる情報です。従って、特許庁長が確認することに同意し、次の例のように該当書類の名称、部数及び書類を確認するために必要な情報を書けば関連書類の提出を省略することができます。一方、特許庁長が確認することに同意しなければ提出者が関連書類を直接提出しなければなりません。

〔例1〕住民登録表の謄本・草本1通〔氏名：〇〇〇、住民登録番号：000000-0000000〕

〔例2〕事業者登録証明1通〔氏名：〇〇〇、住民登録番号：000000-0000000、事業者登録番号：000-00-00000〕

〔例3〕国家有功者（遺族）確認願1通〔氏名：〇〇〇、住民登録番号：000000-0000000〕

0000000、報勲番号：000-000000]

- 二. 添付書類を電子的画像に変換（スキャニング）して提出する場合には画像度300から400dpi まで（300dpi を推奨）の白黒 TIFF（Tagged Image File Format）にします。
- ホ. 添付書類を PDF（Portable Document Format）で提出することができます。